

第7号様式（第10条関係）

学童保育クラブ育成料減免申請書

年 月 日

町田市長 様

申請者
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____
 学童名 _____

育成料の減額（免除）を受けたいので、町田市学童保育クラブ設置条例施行規則第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請事項について、市が公簿等により確認することに同意します。

ク ラ ブ 名		学童保育クラブ
減 免 申 請 期 間		年 月 から 年 月 (か月分)
減 額	申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 市区町村民税が均等割のみ課税されている世帯又は所得割の額が313,000円未満の世帯のため <input type="checkbox"/> 月の途中の退会のため
	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 省略 <input type="checkbox"/> 年度の市区町村民税課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
免 除	申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は中国残留邦人等世帯のため <input type="checkbox"/> 市区町村民税が非課税の世帯のため <input type="checkbox"/> その他 ()
	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 省略 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書等 <input type="checkbox"/> 年度の市区町村民税非課税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

※裏面の注意事項を必ず確認し、ご提出ください。

(町田市記入欄)

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	減免なし	入力
生保						
非等						

減免申請時の注意事項

※育成料の減額・免除の詳細は学童保育クラブ入会要項をご確認ください。

【減免申請期間】

減額・免除の申請期間は、申請する月から2019年3月までとなります。

【添付書類】

対象	添付書類（証明書は原本）
生活保護を受けている世帯 又は中国残留邦人等世帯	生活保護受給証明書*1等
市民税が非課税の世帯	区市町村民税非課税証明書*2
市民税が均等割のみ課税されている世帯 以上 313,000 円未満	区市町村民税課税証明書*2
月の15日以前に退会した場合	退会届・減免申請書
同月内の入退会で在籍日数が15日以下の場合	退会届・減免申請書

*1 2017年12月1日時点で町田市で生活保護を受給していた場合は提出の必要はありません。

*2 2017年1月1日時点で町田市にお住いの場合は提出の必要はありません。

公簿で減免理由が確認できる場合、添付書類（証明書類）を省略できます。

※公簿による確認の結果、減免理由を満たしていることが確認できない場合、減免申請について不承認となることや、追加で証明書類等の提出を求められることがあります。

【申請方法】

入会申請時から、減額・免除の適用を受ける月の末日までに、必要書類を児童青少年課へ提出してください（郵送可・**必着**）。なお、学童保育クラブへの提出はできません。

【申請書類提出先】

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市役所2階
町田市 子ども生活部 児童青少年課

【郵送申請時の注意事項】

郵送で必要書類を提出する場合、書類が市役所に届いた日が受付日となります。

受付日によって減免開始月が変わる場合がありますので、郵送での申請の場合、余裕を持った提出をお願いいたします。

なお、切手の料金不足、郵送事故、メール便の利用等による書類未到達、配達遅延、紛失事故等については、児童青少年課では責任を負いかねます。減免申請書の郵送到達を確実に確認されたい場合、書留郵便等をご利用いただきますようお願いいたします。

【郵送申請時の確認事項】

- ① 減免申請書に必要事項の記入漏れや間違いが無いこと。
- ② 封入前に全ての添付書類が揃っていること。書類不足の場合は受付できません。
- ③ 切手が貼付されている（郵便料金が足りている）こと。
※定形郵便物(82円)で郵送できる重さは、封筒を含めて25gまでです。
- ④ 書類を郵送する封筒には、必ず「差出人住所及び氏名」が記入されていること。
- ⑤ 提出先（送付先）住所が正しいこと。学童保育クラブでは受付できません。